

# 令和6年度 第2回 香取市国民健康保険運営協議会 会議録要旨

1 日 時 令和6年12月20日（金） 午後1時

2 場 所 香取市役所 3階 302会議室

3 招集日 令和6年12月20日（金）

4 出席者

（委員） 国民健康保険運営協議会委員9名

（事務局） 総務部長、市民課長、税務課長、国民健康保険班長、税務課市民税班長、債権管理課滞納整理班長、国民健康保険班主査

5 欠席委員 4名

6 議 題

（1）香取市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）

7 会議時間 午後1時～午後1時50分

## 審議経過（概要）

- 開会
- 会長による挨拶の後、議事に入る。
- 議事にあたり、事務局が出席議員9名であることから香取市国民健康保険条例施行規則第9条の規定による定足数に達し、会議が成立していることを報告した。
- 会長が、諮問案件である議案第1号香取市国民健康保険税条例の一部改正について事務局からの説明を求めた。
- 事務局が議案及び資料に基づき説明した。
- 会長がこの説明に対し質疑を求めた。
- ▼ 委員が「基金が少なくなり、激変緩和措置がなくなった。国保財政を健全に保つ

ためには、値上げは仕方がないと理解している。ただ、国民の社会保障負担率は高い現状であり、国会では減税について議論している。今回の税率改正はその負担率の増加になり、私としては懸念している。国政レベルの話であるので市に言っても仕方がないことである。私はこの会議で反対するつもりはないが、懸念はしていることをお伝えしたい。」と発言した。

▼ 委員が「他市では令和6年度から調整が入っているが、なぜ香取市はこれまで保険税率を上げなかつたのか。」と質問した。

▽ 事務局が「財政調整基金残高が平成30年度で約7億円、令和元年度及び2年度で約10億円と、一定程度あったことから、収支不足を補うために税率を改正するのではなく、現状で保有する基金を活用して対応した。」と説明をした。

▼ 委員が「ある程度、基金を持っていないと、今回のことが続けて起きたりするのではないか。7年度と8年度は維持できても、9年度はどうなのか」と質問した。

▽ 事務局が「保険税を集めて支払う、歳出の納付金に関しては県が算出するが、来年や再来年、各市町村でどのくらいになるという今後の見通しをたてておらず、不確定である。先ほど、基金を保有する理由でも申し上げましたが、被保険者の急激な負担増とならないためにも一定程度、基金を蓄えて、負担の平準化を図って参りたいと考えています。」と説明をした。

▼ 委員が「基金がどんどん減って無くなり、足りなくなつた場合はどのような対応になるのか」と質問した。

▽ 事務局が「基本的には今回の税率改正のように、基金残高減少による収支不足が起らぬように対応するが、基金もなく収支不足となると、発生した医療費は支払わなければならぬため、今年度の医療費を翌年度の予算によって支払う、繰上充用という、会計処理として好ましくない状況に陥ることとなります。今回の改正により、現状では7年度と8年度は基金を活用し、財政運営できる見込みです。」と説明をした。

▼ 委員が「今回の金額は、他と比べると香取市は安いと思う。来年度は1回、上げて、今後、段階的に何回か上げていかないと、千葉市さんのように標準保険税率まで持つていかないと、今後ずっと基金も溜まらないし、あまり良い状態ではないと思うが、今回はこの金額で妥当だとお考えですか。」と質問した。

▽ 事務局が「5ページに財政調整基金の見込みの表があるが、令和7年度に約2億600万円取り崩した後の残高が約2億2千万円と見込んでいるため、なんとか、この基金残高を活用して8年度も財政運営を行っていこうと考えております。」と

説明をした。

▽ 事務局が「現状では今回の税率改正で令和8年度までは賄える見通しでございます。ただ、不測の事態もあるため、県の総医療費の推移、被保険者数、所得、決算状況等を見ながら、その時の保険税率の妥当性を毎年確認し、研究してまいりたいと考えております。」と説明をした。

- 会長が、議案第1号香取市国民健康保険税条例の一部改正について採決を行った結果、全委員異議無く、原案のとおり承認された。
- 会長が諮問についての審議の結果を市長に答申するにあたり、内容については会長に一任されたい旨を委員に確認し、全委員異議無く了承された。

## ■閉会

会長から閉会が宣言された。